船市税第 2151 号
令和 7 年 12 月 3 日

船橋市情報公開・個人情報保護審査会
会長　岡崎　文　様

船橋市長　　松　戸　　徹

諮　問　書

特定個人情報保護評価に関する規則第７条第４項の規定に基づき、特定個人情報保護評価書について船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例第３条第１項第３号の規定により諮問します。

記

・特定個人情報保護評価書　全項目評価書
　　個人住民税に関する事務（案）

（参考資料）

① 「特定個人情報保護評価書　全項目評価書　個人住民税に関する事務（案）」の再評価について（概要）
　➢ 別紙「寄せられたご意見と本市の考え方」

② 特定個人情報保護評価書の再評価に係るパブリック・コメントの実施について『個人住民税に関する事務』

③ 「特定個人情報保護評価書　全項目評価書　個人住民税に関する事務（案）」の変更箇所一覧